

○工事現場等における施工体制の点検要領 新旧対照表

新	旧
<p>6 その他 本点検の実施により収集した個人情報は、個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第57号）に則り、適切に取り扱うものとする。</p> <p>7 （省略）</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成13年 7月 1日から施行する この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する この要綱は、平成25年 5月 1日から施行する この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する この要綱は、平成28年 6月 1日から施行する この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する この要綱は、令和 2年12月 1日から施行する この要綱は、令和 5年 2月 17日から施行する この要綱は、令和 7年 2月 5日から施行する</p>	<p>6 その他 本点検の実施により収集した個人情報は、愛媛県個人情報保護条例（平成13年10月16日愛媛県条例第41号）に則り、適切に取り扱うものとする。</p> <p>7 （省略）</p> <p>附則</p> <p>この要綱は、平成13年 7月 1日から施行する この要綱は、平成15年 4月 1日から施行する この要綱は、平成20年 4月 1日から施行する この要綱は、平成25年 5月 1日から施行する この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する この要綱は、平成28年 6月 1日から施行する この要綱は、平成29年 4月 1日から施行する この要綱は、平成31年 4月 1日から施行する この要綱は、令和 2年12月 1日から施行する この要綱は、令和 5年 2月 17日から施行する</p>

新

別紙ー1の1 工事現場等における施工体制チェックリスト		
I. 書類審査用		
点検番号	チェックポイント	チェック方法等
【現場代理人・主任(監理)技術者等通知】 (工事請負契約約款第10条関係)		
111	所定の様式に必要事項の記入 所定の様式に必要事項が記入されていること。	
112	下請負予定届出書の添付 現場代理人、主任(監理)技術者等通知には、下請負予定届出書が添付されていること。	
113	主任(監理)技術者、監理技術者補佐、専門技術者の所要資格 主任(監理)技術者、監理技術者補佐、専門技術者は、当該工事を施工する上で必要とする資格を有していること。	建設業法第26条第1項、第2項、第3項、第5項 資格欄記入事項をチェック
114	特定建設業許可、監理技術者資格 下請負予定届出書で(1次)下請契約の予定総額が50,000千円(建築工事は80,000千円)以上の場合、 ①受注者は、特定建設業の許可を受けていること。 ②監理技術者資格者証を有する監理技術者を配置していること。	建設業法第3条 建設業法第26条第4項
115	現場代理人、副現場代理人、主任(監理)技術者、監理技術者補佐、担当技術者の雇用状況 主任(監理)技術者、監理技術者補佐は、受注者と直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。 現場代理人、副現場代理人、担当技術者は、受注者と直接的な雇用関係にあること。 (他の建設業者からの臨時雇用、出向社員等は不可。また、主任(監理)技術者、監理技術者補佐については、開札日以前に所属建設業者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。)	
116	現場代理人の常駐 現場代理人は、工事現場に常駐するものであること。(現場代理人の兼任が認められている場合にあつては、当該工事現場又は兼任している工事現場で常駐するものであること。)	工事請負契約約款第10条第2項
117	主任(監理)技術者、監理技術者補佐、担当技術者の専任 請負代金額45,000千円(建築工事は90,000千円)以上の場合、主任(監理)技術者は、当該工事に対し専任であること。(主任技術者の兼任が認められている場合にあつては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。) (監理技術者は、1次下請総額が50,000千円(建築工事は80,000千円)以上の場合に配置) 担当技術者を設置する場合は、当該工事に対し専任であること。また、特例監理技術者を配置した場合は、監理技術者補佐は専任であること。 なお、45,000千円未満の場合であっても、配置する主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、下請負人が施工する特定専門工事の技術上の施工管理を一括して行う場合においては、専任であること。	建設業法第26条第3項、契約約款第10条第1項 書類持参者に質問し、確認 工事請負契約約款第10条第1項 建設業法第26条の3第6項、 工事請負契約約款特約第3条第2項
118	変更通知等の提出 現場代理人、監理技術者(補佐)、主任技術者等に変更があつた場合は、変更通知が提出されていること。 副現場代理人が現場代理人の職務を代行する場合は、代行通知が提出されていること。	工事請負契約約款第10条第1項 工事請負契約約款第10条第3項
【工事実績データ】 (愛媛県土木工事共通仕様書 第1編1-1-1-5関係)		
121	工事実績データの登録 工事実績データの登録が必要な工事について、適切な時期に工事実績情報サービス(コリンズ)に工事実績が登録されていること。	土木工事共通仕様書 第1編1-1-1-5 監督員の確認を要する。 登録機関発行の登録内容確認書の写しにより確認

(注)上記に加え、(再)下請施工通知、施工体制台帳、施工体系図の提出・変更の都度、(再)下請施工通知におけるチェックリストによりチェックを行うこと。

旧

別紙ー1の1 工事現場等における施工体制チェックリスト		
I. 書類審査用		
点検番号	チェックポイント	チェック方法等
【現場代理人・主任(監理)技術者等通知】 (工事請負契約約款第10条関係)		
111	所定の様式に必要事項の記入 所定の様式に必要事項が記入されていること。	
112	下請負予定届出書の添付 現場代理人、主任(監理)技術者等通知には、下請負予定届出書が添付されていること。	
113	主任(監理)技術者、監理技術者補佐、専門技術者の所要資格 主任(監理)技術者、監理技術者補佐、専門技術者は、当該工事を施工する上で必要とする資格を有していること。	建設業法第26条第1項、第2項、第3項、第5項 資格欄記入事項をチェック
114	特定建設業許可、監理技術者資格 下請負予定届出書で(1次)下請契約の予定総額が45,000千円(建築工事は70,000千円)以上の場合、 ①受注者は、特定建設業の許可を受けていること。 ②監理技術者資格者証を有する監理技術者を配置していること。	建設業法第3条 建設業法第26条第4項
115	現場代理人、副現場代理人、主任(監理)技術者、監理技術者補佐、担当技術者の雇用状況 主任(監理)技術者、監理技術者補佐は、受注者と直接的、かつ、恒常的な雇用関係にあること。 現場代理人、副現場代理人、担当技術者は、受注者と直接的な雇用関係にあること。 (他の建設業者からの臨時雇用、出向社員等は不可。また、主任(監理)技術者、監理技術者補佐については、開札日以前に所属建設業者と3ヶ月以上の恒常的な雇用関係にあること。)	
116	現場代理人の常駐 現場代理人は、工事現場に常駐するものであること。(現場代理人の兼任が認められている場合にあつては、当該工事現場又は兼任している工事現場で常駐するものであること。)	工事請負契約約款第10条第2項
117	主任(監理)技術者、監理技術者補佐、担当技術者の専任 請負代金額40,000千円(建築工事は80,000千円)以上の場合、主任(監理)技術者は、当該工事に対し専任であること。(主任技術者の兼任が認められている場合にあつては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。) (監理技術者は、1次下請総額が45,000千円(建築工事は70,000千円)以上の場合に配置) 担当技術者を設置する場合は、当該工事に対し専任であること。また、特例監理技術者を配置した場合は、監理技術者補佐は専任であること。 なお、40,000千円未満の場合であっても、配置する主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、下請負人が施工する特定専門工事の技術上の施工管理を一括して行う場合においては、専任であること。	建設業法第26条第3項、契約約款第10条第1項 書類持参者に質問し、確認 工事請負契約約款第10条第1項 建設業法第26条の3第6項、 工事請負契約約款特約第3条第2項
118	変更通知等の提出 現場代理人、監理技術者(補佐)、主任技術者等に変更があつた場合は、変更通知が提出されていること。 副現場代理人が現場代理人の職務を代行する場合は、代行通知が提出されていること。	工事請負契約約款第10条第1項 工事請負契約約款第10条第3項
【工事実績データ】 (愛媛県土木工事共通仕様書 第1編1-1-1-5関係)		
121	工事実績データの登録 工事実績データの登録が必要な工事について、適切な時期に工事実績情報サービス(コリンズ)に工事実績が登録されていること。	土木工事共通仕様書 第1編1-1-1-5 監督員の確認を要する。 登録機関発行の登録内容確認書の写しにより確認

(注)上記に加え、(再)下請施工通知、施工体制台帳、施工体系図の提出・変更の都度、(再)下請施工通知におけるチェックリストによりチェックを行うこと。

新		
別紙－ 1 の 2		
II. 工事現場用		
点検 番号	チェックポイント	チェック方法等
【元請業者の現場代理人・主任(監理)技術者等の配置状況の確認】		
211	現場代理人・副現場代理人・主任(監理)技術者・監理技術者補佐・担当技術者等の同一性の確認 現場に配置している現場代理人、副現場代理人、主任(監理)技術者、監理技術者補佐、専門技術者、担当技術者は、書類により通知のあった者と同一人物であること。	現場代理人と主任(監理)技術者、監理技術者補佐、専門技術者との兼務は可。本人に対する質問、監理技術者資格者証等により確認
212	元請業者の作業員の雇用状況の確認 元請業者の作業員は、当該元請業者と直接的な雇用関係にあること。	現場作業員名簿と作業員に対する聞き取りにより確認
213	現場代理人の常駐の確認 現場代理人は、常駐していること。また、名札等を着用しているか確認のこと。(現場代理人の兼任が認められている場合にあつては、当該工事現場に不在の場合は、兼任している工事現場で常駐していること。) 副現場代理人が現場代理人の職務を代行している場合は、副現場代理人が当該工事現場又は兼任している工事現場に常駐していること。	現場で確認(不在のときはその理由を聴く)するほか、必要に応じ作業日報等により確認
214	主任(監理)技術者の専任の確認 請負代金額 45,000 千円(建築工事は 90,000 千円) 以上の場合、主任(監理)技術者は当該工事に対し専任であること。また、名札等を着用しているか確認のこと。(主任技術者の兼任が認められている場合にあつては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。) ただし、特例監理技術者を配置している場合は、監理技術者補佐は当該工事に対し専任であること。 なお、45,000 千円未満の場合であっても、配置する主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、下請負人が施工する特定専門工事の技術上の施工管理を一括して行う場合においては、専任であること。	現場で確認(不在のときはその理由を聴く)するほか、必要に応じ作業日報等により確認
【工事施工体制の確認】		
221	工事の施工業者、施工内容、施工関係者の確認 工事は、下請施工通知等、施工体制台帳、施工体系図どおりの業者により施工されていること。 元請、各下請業者の施工分担内容は、通知どおりであること。	現場で作業状況を把握するほか、現場代理人、技術者等に確認するとともに、作業打合せ日誌、安全訓練記録等により確認
222	下請業者の主任技術者の同一性の確認 下請業者が配置している主任技術者は、施工体制台帳等に記載されている者と同一人物であること。	本人に対する質問、運転免許書等により確認
223	下請業者の作業員の雇用状況の確認 下請業者の作業員は、当該下請業者と直接的な雇用関係にあること。	現場作業員名簿と作業員に対する聞き取りにより確認
224	下請業者の主任技術者の専任の確認 45,000 千円(建築工事は 90,000 千円) 以上の下請の場合、下請業者が配置する主任技術者は、専任であること。また、名札等を着用しているか確認のこと。(主任技術者の兼任が認められている場合にあつては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。) なお、45,000 千円未満の場合であっても、下請業者が配置する主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、再下請負人が施工する特定専門工事の技術上の施工管理を一括して行う場合においては、専任であること。	現場で確認(不在のときはその理由を聴く)するほか、必要に応じ作業打合せ日誌、作業日報等により確認
225	元請業者の工事への関与の状況の確認 元請業者は、受注工事について工程管理、品質管理等自ら総合的に企画、調整、指導を行なっていること。	作業打合せ日誌、作業日報、安全訓練記録簿、監理技術者に対する質問等により確認
226	下請業者の工事への関与の状況の確認 (2 次下請以降を含む)下請業者が再下請している場合、下請業者は、請け負った工事について、自ら総合的に企画、調整、指導を行っていること。	下請業者と再下請業者との打合せ記録、再下請業者の配置技術者からの施工状況の聴取により、確認
【現場における施工体系図の掲示等】		
231	施工体制台帳、施工体系図 下請契約を締結した工事については施工体制台帳を工事現場に備え置きしていること。	建設業法第 24 条の 7、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項及び第 2 項、愛媛県土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-10
232	施工体系図 工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示していること。	建設業法第 24 条の 7、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項、土木工事共通仕様書 第 1 編 1-1-10
233	建設業許可標識、労災保険関係成立票等 工事現場の公衆に見やすい場所に建設業許可標識、労災保険関係成立票等の関係標識を掲示していること。	建設業法第 40 条、労働者災害補償保険法施行規則第 49 条
234	労働安全管理体制、緊急時連絡体制 労働安全管理体制、緊急時連絡体制が整備され、かつ現場事務所等に明示されていること。	労働安全衛生規則第 12 条の 4、土木工事安全施工技術指針第 1 章第 4 節

旧		
別紙－ 1 の 2		
II. 工事現場用		
点検 番号	チェックポイント	チェック方法等
【元請業者の現場代理人・主任(監理)技術者等の配置状況の確認】		
211	現場代理人・副現場代理人・主任(監理)技術者・監理技術者補佐・担当技術者等の同一性の確認 現場に配置している現場代理人、副現場代理人、主任(監理)技術者、監理技術者補佐、専門技術者、担当技術者は、書類により通知のあった者と同一人物であること。	現場代理人と主任(監理)技術者、監理技術者補佐、専門技術者との兼務は可。本人に対する質問、監理技術者資格者証等により確認
212	元請業者の作業員の雇用状況の確認 元請業者の作業員は、当該元請業者と直接的な雇用関係にあること。	現場作業員名簿と作業員に対する聞き取りにより確認
213	現場代理人の常駐の確認 現場代理人は、常駐していること。また、名札等を着用しているか確認のこと。(現場代理人の兼任が認められている場合にあつては、当該工事現場に不在の場合は、兼任している工事現場で常駐していること。) 副現場代理人が現場代理人の職務を代行している場合は、副現場代理人が当該工事現場又は兼任している工事現場に常駐していること。	現場で確認(不在のときはその理由を聴く)するほか、必要に応じ作業日報等により確認
214	主任(監理)技術者の専任の確認 請負代金額 40,000 千円(建築工事は 80,000 千円) 以上の場合、主任(監理)技術者は当該工事に対し専任であること。また、名札等を着用しているか確認のこと。(主任技術者の兼任が認められている場合にあつては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。) ただし、特例監理技術者を配置している場合は、監理技術者補佐は当該工事に対し専任であること。 なお、40,000 千円未満の場合であっても、配置する主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、下請負人が施工する特定専門工事の技術上の施工管理を一括して行う場合においては、専任であること。	現場で確認(不在のときはその理由を聴く)するほか、必要に応じ作業日報等により確認
【工事施工体制の確認】		
221	工事の施工業者、施工内容、施工関係者の確認 工事は、下請施工通知等、施工体制台帳、施工体系図どおりの業者により施工されていること。 元請、各下請業者の施工分担内容は、通知どおりであること。	現場で作業状況を把握するほか、現場代理人、技術者等に確認するとともに、作業打合せ日誌、安全訓練記録等により確認
222	下請業者の主任技術者の同一性の確認 下請業者が配置している主任技術者は、施工体制台帳等に記載されている者と同一人物であること。	本人に対する質問、運転免許書等により確認
223	下請業者の作業員の雇用状況の確認 下請業者の作業員は、当該下請業者と直接的な雇用関係にあること。	現場作業員名簿と作業員に対する聞き取りにより確認
224	下請業者の主任技術者の専任の確認 40,000 千円(建築工事は 80,000 千円) 以上の下請の場合、下請業者が配置する主任技術者は、専任であること。また、名札等を着用しているか確認のこと。(主任技術者の兼任が認められている場合にあつては、当該工事及び兼任している工事に対し専任であること。) なお、40,000 千円未満の場合であっても、下請業者が配置する主任技術者が、その行うべき技術上の施工管理と併せて、再下請負人が施工する特定専門工事の技術上の施工管理を一括して行う場合においては、専任であること。	現場で確認(不在のときはその理由を聴く)するほか、必要に応じ作業打合せ日誌、作業日報等により確認
225	元請業者の工事への関与の状況の確認 元請業者は、受注工事について工程管理、品質管理等自ら総合的に企画、調整、指導を行なっていること。	作業打合せ日誌、作業日報、安全訓練記録簿、監理技術者に対する質問等により確認
226	下請業者の工事への関与の状況の確認 (2 次下請以降を含む)下請業者が再下請している場合、下請業者は、請け負った工事について、自ら総合的に企画、調整、指導を行っていること。	下請業者と再下請業者との打合せ記録、再下請業者の配置技術者からの施工状況の聴取により、確認
【現場における施工体系図の掲示等】		
231	施工体制台帳、施工体系図 下請契約を締結した工事については施工体制台帳を工事現場に備え置きしていること。	建設業法第 24 条の 7、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項及び第 2 項、愛媛県土木工事共通仕様書第 1 編 1-1-1-10
232	施工体系図 工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲示していること。	建設業法第 24 条の 7、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第 15 条第 1 項、土木工事共通仕様書 第 1 編 1-1-10
233	建設業許可標識、労災保険関係成立票等 工事現場の公衆に見やすい場所に建設業許可標識、労災保険関係成立票等の関係標識を掲示していること。	建設業法第 40 条、労働者災害補償保険法施行規則第 49 条
234	労働安全管理体制、緊急時連絡体制 労働安全管理体制、緊急時連絡体制が整備され、かつ現場事務所等に明示されていること。	労働安全衛生規則第 12 条の 4、土木工事安全施工技術指針第 1 章第 4 節